

7 男たちは、憲法と運動で 保育者になった

藤井 修 (社会福祉法人京都保育センター理事長)



男性保育者としての成功体験……………◆

保育者としてのはじまりは、一九七三年に新設の民間保育園に就職できた幸運からでした。オイルショックが秋に起き、時代は急転回。「ポストの数ほど保育所を」が人口に膾炙し、保育運動は盛んでした。

大学で児童福祉を学びましたが、保育の実務経験はゼロの無資格者でした。ただし、無資格者であったことが、逆に今日までつづけられた基礎になったと言えます。なぜなら、その夏に公立保育所の保母たちから、湯田中での全国合同保育研究会に誘われて行き、全国の男性保育者の集まりに参加することができたからです。私は、翌年に発足した男保連(全国男性保育者

連絡会)を準備した一七人の中の一人です。

この運動は、一九七七年に児童福祉法施行令を改定させ、男性にも保育者としての資格が与えられるという画期的な成功体験を生んだのです。

◆ 憲法を暮らしの中に活かそう……………◆

男保連の運動で最も重視した理念は、日本国憲法による労働権の保障でした。当時の児童福祉法施行令第一三条の「児童の保育に従事する女子を保母という」とする規定は、職業選択の自由を謳う憲法の自由権保障に反すると訴えました。そもそも保育は女性の職業として低賃金で、無資格の男はさらにその下で、経済的に苦しい境遇が団結を強くしました。マスコミも興

味をもち、国会では京都の寺前巖議員が取りあげ、晴れて施行令が改定されたのです。

保母資格試験の受験が認められたよろこびもそこそこに、その年の試験準備に仲間と合宿をしました。資格証に、当時の京都府知事蛸川虎三の名があることを誇りにしています。京都府職員労働組合連合会発行の憲法手帳には「われわれは、だれしも生きがいのある人生を願っている。人間としてそれを主張する権利を持つている」と彼の言葉が載っています。憲法の権利保障の力を「我が事」として実感できた男保連の経験は、今も保育運動にかかわる私の原点となりました。

◆ 保育園はオアシス……………◆

今日、異なる文化圏からきた子どもたちの在園は、めずらしくありません。ところが、たかつかさ保育園の園長になって四年目に、初めてオーストラリアの家族の入園があり、習慣の違いとことばの問題でとまどいました。日本では見慣れたお便り帳ですが、担任と家庭の日英の記録を翻訳するのが私の日課になりました。おかげで、一九九五年横浜でのOMEP(世界幼児教育・保育機構)世界大会で、英語で園庭の植栽や

菜園活動についての口頭発表ができました。以来二〇一九年のパナマ大会まで、研究発表や世界理事会のために訪れた国は二三か国になりました。

各国の保育者や研究者と子どもたちの健やかな成長を願う共通の目的で親くなりました。二〇一九年秋にOMEPアジア・太平洋地域大会を京都で開催でき、アジアとオセアニアのほか、クロアチアからも旧知の仲間が参加してくれてうれしい経験をしました。

OMEPは国連子どもの権利条約を乳幼児期の保育に活かすため、ユネスコと連携し、教育実践・研究と政策提言をするNGOです。日本政府には、低い水準にある公的保育条件の改善を毎年訴えています。他方、日本の保育者の献身性は海外でも高く評価されています。たかつかさ保育園で子育てをしたインド系のお母さんから「ここはオアシスよ」と言われました。

日本政府は難民条約を一九八一年に批准しています。しかし、難民認定を極端に拒む国です。日本に逃れてきた人々の人権を守ろうとせず、生きる希望を今も奪っています。日本国憲法の精神がそれらの人々を含むすべての人に及ぶよう、保育の世界で運動しているかと思えます。